

平成29年度社会福祉法人京丹波福社会事業報告

総括

平成29年4月1日から施行されました、社会福祉法等の一部改正によって、社会福祉法人には「地域における広域的な取り組みを実施する責務」が盛り込まれました。

これにより、地域社会において制度の狭間にある様々な福祉ニーズや生活問題に対し、社会福祉法人は組織本来の使命として主体的に取り組むことが必要となっています。

当法人におきまして、当初事業計画の重点項目に挙げておりました地域全体を考えた社会福祉法人としての使命と役割を果たすことに関して、地域の行事等には参加したものの本来の福祉に対する課題の取り組みなどにはまだまだほど遠いものがあり、地域の要望や課題を吸い上げる仕組みづくりを整えていかなければならないと痛感しています。

また、職員の人材不足により「短期入所事業」の受け入れが困難となり休止状態でありましたが、職員の確保が出来ず、残念ながら事業の廃止を決断し、同様に第2あしたーるの新規稼働に関しても、ご利用者の確保はもちろん職員の採用の目処が立たず、計画倒れとなりました。

支援面におきましては、職員不足はもとより、作業内容の見直しや検討をする中で、作業中心的な業務から本来の支援への移行を目指すよい機会となったのも事実であり、今後の支援活動の方向性を考える一年となりました。

財政的には、資金収支差額合計をみると大きなマイナスとなっており、特に過誤返還金が事業活動資金収支に大きく影響しています。仮に過誤返還金がなく通常の資金収支差額でも約800万円のマイナスとなるため、収入増すなわちご利用者の確保が今後最大の課題であり、早急に解決していかなければならない案件となっています。

以上のとおり平成29年度は、見通しの明るい一年ではない結果となりましたが、様々な反省を踏まえ次年度への事業運営の見直しと改善に活かしてまいります。

事業報告の詳細に関しましては、以下のとおりとなっています。

法人の取り組み

(1) 組織（平成30年3月31日現在）

- ① 役員 理事6名 ・ 評議員7名 ・ 監事2名
- ② 法人事務局 事務局長1名・経理課長1名・総務課係長1名・事務員1名
- ③ あしたーる工房 施設長1名・副施設長1名・医務係長1名・作業係長補佐1名
生活支援員16名・職業指導員1名・栄養士1名・調理員4名
- ④ グループホーム 管理者1名（サービス管理責任者）・生活支援員2名・世話人6名
- ⑤ ヘルパーステーション 管理者1名・サービス提供責任者1名・ヘルパー6名

(2) 会議

<理事会・評議員会>

- ① 第75回 理事会 平成29年5月30日
 - ・平成28年度(福)京丹波福祉社会事業報告書の承認について
 - ・平成28年度(福)京丹波福祉社会決算書の承認について(監査報告)
 - ・社会福祉法一部改正に伴う経理規程改正(案)について
- ② 第44回 評議員会 平成29年6月14日
 - ・平成28年度(福)京丹波福祉社会事業報告書の承認について
 - ・平成28年度(福)京丹波福祉社会決算書の承認について
 - ・監事より監査報告
 - ・社会福祉法一部改正に伴う経理規程改正(案)について
 - ・社会福祉法京丹波福祉社会 理事・監事の選任について
 - ・理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給について
- ③ 第76回 理事会 平成29年6月21日
 - ・理事長の選任について
 - ・業務執行理事の選任について
 - ・(福)京丹波福祉社会 介護職員主任者研修受講費支給規程(案)の件について
- ④ 第77回 理事会 平成29年11月1日
 - ・3ヶ年事業計画書(案)に件について
 - ・人事考課制度要綱(案)の件について
 - ・ショートステイ事業の廃止について
- ⑤ 第78回 理事会 平成30年3月28日
 - ・平成29年度(福)京丹波福祉社会補正予算書(案)の承認について
 - ・平成30年度(福)京丹波福祉社会事業計画書(案)及び予算書(案)の承認について
 - ・(福)京丹波福祉社会組織及び運営に関する規則の一部改正(案)について
 - ・(福)京丹波福祉社会給与規程の一部改正(案)について
 - ・(福)京丹波福祉社会就業規則の一部改正(案)について
- ⑥ 第45回 評議員会 平成30年3月28日
 - ・平成29年度(福)京丹波福祉社会補正予算書(案)の承認について
 - ・平成30年度(福)京丹波福祉社会事業計画書(案)及び予算書(案)の承認について